

協働ガイドブック(現「協働のまちづくりの基本方向～きょうDOガイドライン～」)の改訂に係るパブリックコメント募集結果

2人の方から、4件の意見をいただきました。
寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
「協働のツール」への記載について			
1	協働の取組として、特定非営利活動促進基金(特定非営利活動促進事業)についてもぜひ記載してください。ふるさと納税でNPOの活動が応援できるようになったことは非常に大きく、「多様な市民活動を推進する」という姿勢において、尼崎市の取組は先進的で、ぜひ他の自治体にも知っていただき真似ていただきたいところです。	1	[意見を反映した(付加)] 素案では、協働の側面がより明確であるツールを掲載していたところですが、ご指摘のとおり、多様な市民活動を推進するための協働のツールとして、広く市民の皆様にも知っていただく必要があると考え、新たにP17に「特定非営利活動促進事業」を追記しました。
協働の定義について			
2	ガイドブックに記載された協働の定義は、「共通の目的のために多様な主体が協力していく」との意味になり、そこで「Win-Winの関係」が生じ、協働の結果として多様な主体にメリットが生まれるという説明になっています。協働については、「協力者のそれぞれの目的は違うが、共有できる目標を達成することで、それぞれの目的を実現する」、つまり、多様な主体が自分のメリットのために協力をして、結果として目標が達成することが求められています。	1	[すでに盛り込み済み] 素案において、協働を行うにあたっては、相互にWin-Winを意識することが大切であることを謳っており、協働の結果としてWin-Winの関係が生じる、多様な主体にメリットが生まれる、といった記載はしていません。定義においても、立場又は特性の異なる多様な主体が、互いを尊重し、対等な立場に立つことを謳っているものであり、ご指摘のとおり、協働は、多様な主体が各々のメリットを含めた立場を尊重し、互いの強みを掛け合わせることで、結果として課題解決につなげるものと認識しております。
指定管理者制度について			
3	指定管理者制度において、モニタリング評価表の総評部分は、行政・指定管理者双方の所見を記入し、双方の意見を踏まえた今後の方向性をまとめ上げるものとなっています。しかし、ある指定管理者は、指定管理者の所見欄に当該施設の施設長の所見を記入しているため、行政の枠内での評価となってしまっています。指定管理を巡って、行政と民間が共有する目標に向かっていくか確認できるようにすべきです。	1	[その他] ご指摘のとおり、指定管理者制度は行政と民間が共有する目標に向かっていくことが必要であることから、協働の取組として行っているところです。当該施設の施設長については民間の施設管理者であり、たとえばその施設長が行政出身者であったとしても、行政と民間の相互評価が「行政の枠内での評価」となるものではないと認識しております。
4	指定管理者制度の事例について記載されていますが、なぜ、グループA(※)からではなく、グループBからの事例を取り上げられたのでしょうか。 (※市補足)本市においては、指定管理施設を2つのグループに分類しており、それぞれの主な特性としては、グループAは施設管理だけでなく市の政策目的に沿った取組を市と協働で展開していく施設、グループBは主な取組が維持管理運営である施設、としているところです。現在、素案に掲載の事例はグループBの施設における取組です。	1	[その他] 今回の改訂では、協働のツールごとに具体的な事例を示すことで、市職員・市民ともに「使えるガイドブック」とすることを目指しており、その中で、ガイドブックに掲載する事例は「市民と学びを共有すべき象徴的なもの」としています。指定管理者制度については、本市では、グループA、Bともに市と指定管理者とのパートナーシップを踏まえた施設管理運営を行うこととしており、今回は、主な取組が維持管理運営である施設であるにも関わらず、パートナーシップのもと、指定管理者が自主的に市の課題解決に取り組んだという協働の好事例として、掲載を行ったものです。